

## 令和3年度事業計画

### 1. 基本方針

7年8か月という史上最長となる安倍政権は総理の持病悪化による辞任によって、予想外のタイミングで幕を閉じ、2020年9月16日、菅義偉内閣が誕生した。

その安倍政権は「危機突破内閣」と銘打って、アベノミクスを前面に掲げ、デフレからの完全脱却に取り組むことを強く国民にアピールしたが、その成果はどうだったのだろうか。少なくとも福祉の視点から、成果らしい成果が見えないのは少数派の僻みだろうか。

世界が未知のウイルスに苦しめられ2年目になるが、国民の生活環境は一変し、マスクが不可欠になり、景気の牽引としての賑わいは「密」としてネガティブに受け止められるようになった。

国内の感染者数約449千人超、死亡者数約8,600人超、うち福岡県の感染者数18,500人超、死亡者数310人超、世界の感染者数約1億2千119万人超、死亡者数268万人超（2021年3月15日現在）という、未曾有の感染爆発となっている。

決め手となる治療薬も見出せないなかで、ワクチンに頼る以外に命を守るすべがないという人類最大の危機に晒されているが、果たしてワクチンは救世主となれるのだろうか？なぜこのような新型コロナウイルスが猛威を振るうようになったのか。

21世紀に入りSARS（重症性呼吸器症候群）やMERS（中東呼吸器症候群）など人類を脅かす野生動物由来の感染症が相次いでいる。開発などで人が野生動物の生息域に踏み込むようになり、本来野生動物にとどまっていたウイルスが新たな宿主を人間に求めたからであり、今後新たなウイルスによるパンデミックが起こる可能性が高いと言われている。これを防ぐには、何よりもウイルスの「生存権」を侵さないことにあると断言する識者の見解が頷ける。

利用者約1,200人、職員約400人近くを擁する本法人の危機管理が真に試されることとなったが、利用者、保護者、職員の皆さんへ諸々の厳しい規制をお願いするなど、足元まで忍び寄るコロナの感染から関係者を守るための水際対策に総力を挙げて戦った。

その結果、完全ブロックとまではいかなかったが、現在までにグループホームの利用者1名と、職員1名の陽性者を出すことになった。いずれも入院することなく2週間の隔離で回復し、クラスターという最悪の事態には至らず胸をなでおろした。

しかし、今なお予断を許さない状況にあることは言うまでもなく、気を緩めるわけにはいかない。

令和3年度も大なり小なりコロナとの戦いが続くことは避けられないという予測に立ち、これを好機と捉え、本年度は少し従来の運営方針を見直し、新規事業を抑え、内部組織の整備を図り経営改善に努めるとともに支援力の維持向上に努めたい。

特に、昨年度スタートした次の新規事業4件については、コロナ禍の混乱した中で事業開始であったことから、今年度が事業開始元年と位置付け、安定的経営軌道に乗せるための細部に亘る再検討を試みながら堅実且つ発展的な実行に着手したい。

- ①福岡市立障がい者スポーツセンター
- ②福岡市立早良障がい者フレンドホーム
- ③福岡市立西障がい者フレンドホーム
- ④筑紫地区地域活動支援センターつくしびあ

支援と経営が両輪として機能することによりはじめて健全な法人経営といえるが、良質な支援の確保と資質向上を図りこの10年近く地道に続けてきた職員研修は、コロナの影響でこの1年近く中断を余儀なくされている。非常に懸念されることであるが、せめて、支援現場の責任者に当たるサービス管理責任者と役職者に限っては、極力「密」を避けながら少しずつ研修再開に向けた取り組みに着手したい。

昨年11月に行った事務機構改革(\*)は、今年度が会計年度期首からの本格的な稼働になるが、この60年間で積み上げた多くの経験を生かして新事務部門元年として機動的かつ効率の良いものとして機能するだけでなく、将来の事業拡大や縮小にも柔軟に耐えうるものとして発展させていきたい。

\*事務機構改革：第三野の花学園、ふよう学園、なのみ学園、児童発達支援センター、野の花富楽和などは事務員1名配置であることから、退職時の穴埋めが容易ではないという問題を克服するため、「西・糸島地区事務本部」および「南・筑紫地区事務本部」を設置し、それぞれの事務担当者を統合したものの。

その他の事業の多くは、永い歴史と実績を地道に積み上げてきたものであるが、時代の動向や利用者ニーズの把握に努め、法人組織の細部にわたり、今後の支援サービスの提供がいかにあるべきかについての点検を行い、各事業の充実・発展及び機能強化に努めるとともに、社会的にも透明性と公平性を担保した法人運営に努めたい。

併せて、社会福祉法人の一員として、高い襟持と当法人が永年追い求めた利用者本位のサービスを旨とした「一人ひとりの豊かな生活の場を求めて」の実現に「コンプライアンス（社会的ルールの遵守）」や「アカウントビリティ（説明責任）」を果たしながら、利用者サービスの提供に努めていきたい。

## 2. 重点事項

### 1) 第一野の花学園経営改善

- ①令和5年度から始まる借入金返済を視野に入れ、抜本的経営改善に努める。
- ②第一野の花学園生活介護事業の拡大と支援棟の整備
- ③就労継続支援B型・自立訓練事業の整備

### 2) 相談事業統括部

- ①相談支援事業統括部を立ち上げ、利用者視点からの野の花学園継続利用と経営改善に効果的に資する。
- ②次の事業をもって統括部を組織する。障がい者就業・生活支援センター野の花、西区第2障がい者基幹相談支援センター、障がい者ライフサポート野の花中央、障がい者ライフサポート野の花西

### 3) 新規事業の立ち上げ

- ①放課後等デイサービス野の花野芥の開設
- ②五灯大学校で自立訓練訪問型事業の開始
- ③キャリアサポート福岡からキャリアサポート天神を独立させ、単独の多機能型事業所として、就労継続支援B型事業の開始
- ④野の花富楽和で自立生活援助フラワー（自立生活援助事業）の開設
- ⑤野の花富楽和で自立訓練FLOWER（自立訓練（生活訓練）事業）の開始

昨年度新規事業の安定的運営

- ①福岡市立障がい者スポーツセンター
- ②福岡市立早良障がい者フレンドホーム
- ③福岡市立西障がい者フレンドホーム
- ④筑紫地区地域活動支援センターつくしびあ

### 4) 事務機構改革の安定的運用

野の花学園総本部、南・筑紫地区事務本部、西・糸島地区事務本部

### 5) 創立60周年記念誌の刊行

### 6) 人材確保と人材育成

年々厳しくなる人材の確保について、時代感覚に沿った対策を講じスピード感をもって取り組む。

### 7) 利用者支援

- ①利用者のライフスタイルを重視し、ケアマネジメントの手法を用いた個別支援計画の作成を行う。
- ②個別支援計画作成の過程から利用者のニーズを抽出し、標準化した上で法人としてのサービス提供のあり方を検討する。
- ③利用者、家族、保護者会及び他の専門機関との連絡調整を計画的に行う。
- ④利用者とのサービス利用契約書や利用者負担について、弁護士等と協議を行うなど、専門的かつ客観的な視点から制度に適合した利用契約のあり方に関する検討を継続的に行う。

### 8) 関係機関との連携強化

広く同業他法人とは、人材確保や育成、支援技術等における相互研鑽、さらには経営面での情報交換を行うなど多岐にわたる連携を促進したい。

また、利用者が健康で豊かな生活が出来るよう不可分の関係にある介護・医療との連携をはじめその他の異業種との連携にも努める。

### 9) 法人経営方針の長期的明確化

法人経営を「事業管理」「財務管理」「人事労務管理」という枠組みで捉え、それぞれについて長期的視点での経営方針を（本部機能の再検討も含めて）明確化する。

- ①事業管理

現在の事業体制の現状分析を行い、事業展開及び事業実施体制の検討並びにシミュレーションを行うとともに、計画的かつ効率的な事業実施についての意識を高め、各種業務マニュアルの作成や事業評価等を行う。

## ②財務管理

社会福祉法人会計基準に基づき、諸規程及び経理手続き等の遵守を徹底するとともに、経営の透明性と公平性の確保に努める。

また、法人が所有する資産、特に金融資産について、長期的視点立った資金等の運用計画を作成する。

## ③人事労務管理

法人経営の将来展望と制度の変革に対応するため、就業規則及びその他の諸規程等について見直しを行い、緊急性の高いものについては順次改正を行う。

また、職員が働きやすい環境を整備しながら定着率の向上を図るとともに、法人内外に通用する人材育成プログラムを作成する。

10) 地域福祉の推進と人的ネットワークの構築についての取り組みを強化し、地域に開かれた地域の社会資源としての役割を担う事業を継続的に行う。

①今津福祉村活動、野の花まつり、野の花学園収穫祭

②各種地域イベントへの参画

③教育・医療・福祉系大学や各種学術団体等との連携

## 3. 実施事業

基本方針及び上記重点事項を踏まえ、定款に基づき以下の事業を実施する。

### 1) 第一種社会福祉事業

①障害者支援施設 第一野の花学園

②障害者支援施設 第二野の花学園

③救護施設野の花

### 2) 第二種社会福祉事業

①短期入所事業（第一学園、第二学園）

②共同生活援助事業

（第一学園 14か所、第二学園 1か所、富楽和 3か所、ふよう学園 3か所）

③相談事業

障害者就業・生活支援センター野の花(厚生労働省及び福岡県委託事業)

障害者就業・生活支援センターちくぜん(厚生労働省及び福岡県委託事業)

障害者就業・生活支援センターちくし(厚生労働省及び福岡県委託事業)

④居宅介護等支援事業（ヘルパーステーション野の花）

⑤大野城市障がい者支援センター

⑥障がい者ライフサポートセンター野の花中央（指定特定相談）

⑦障がい者ライフサポートセンター野の花西（指定特定相談）

⑧フラワー（指定相談）

⑨障害児通所支援事業

（放デイ今津、放デイ姪浜、放デイ第六、放デイ下大利、放デイ野芥）

- ⑩児童発達支援センター野の花
- ⑪生活困窮者に対する相談支援事業

### 3) 公益事業

- ①地域生活支援に関する事業（支援センター今津、支援センター夜須）
- ②生の松原特別支援学校放課後等支援事業
- ③福岡市西区第2障がい者基幹相談支援センター事業（福岡市委託事業）

### 4) その他の社会福祉事業

- ①無認可グループホームの運営（第一学園1か所、第二学園1か所）
- ②訪問型職場適応援助事業（独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構）
- ③障害程度区分認定調査（福岡市委託事業）
- ④地域活性のための連携事業（今津福祉村活動）

### 5) その他の取り組み

- ①苦情解決システムの運営
- ②第三者評価導入（救護施設野の花）
- ③個人情報保護法への対応
- ④成年後見制度の活用

## 4. 会議の開催

法人運営に必要な基幹会議については、会議の役割を十分理解したうえで、会議運営のあり方の再認識を図る。

- 1) 評議員会 1回/年（6月）
- 2) 理事会 3回/年
- 3) 管理者会議(理事長、事務局長、施設長) 1回/月
- 4) 経営企画会議（理事長、事務局長、施設長）1回/月

## 5. 野の花学園後援会及び保護者会との連携強化

当法人の運営を側面から支援していただいている後援会及び保護者会との連携強化を図り、施設運営についての情報提供に努める。

- 1) 後援会及び保護者会への情報提供
- 2) 施設の運営と利用者支援に係る保護者会との連携
- 3) 後援会および保護者会行事への参画
- 4) 後援会会員拡大についての協力
- 5) 後援会事務局業務の支援

## 6. 各種団体との連携と参画

法人及び施設の上部組織等を中心に、各種委員会、研修会、行事等へ参加することにより連携を図る。

- 1) 日本知的障害者福祉協会
  - ①九州地区知的障害者福祉協会
  - ②福岡県知的障がい者福祉協会
- 2) 福岡県社会福祉協議会

- 3) 全国社会福祉法人経営者協議会
- 4) 全国地域生活支援ネットワーク
- 5) 日本グループホーム学会